

電気事業法第 106 条第 3 項の規定による報告徴収における  
誤った報告の原因と再発防止策について（概要）

1. 修正件数

計：6月3日時点 1,129件（6月7日現在 1,335件）

- （1）異動未反映・・・6月3日時点 153件（6月7日現在 217件）  
一部のお客さまについて、新設・撤去や契約増減などのご契約状況が正確に反映されず。
- （2）誤計算による基準値相違・・・6月3日時点 730件（6月7日現在 738件）  
通知書に記載された「指定する電力の値」の算定式に誤りがあることが判明。
- （3）お客さま未着分の発生・・・6月3日時点 246件（6月7日現在 333件）  
報告リストに郵送先が正確に反映されていなかったことによる通知書の未着。
- （4）設備共用・付帯外関係・・・6月3日時点 0件（6月7日現在 47件）  
設備共用・付帯外（産業用のお客さまの同一敷地内における業務用の個別契約）のお客さまの一部で、対象把握漏れや計量値の算定誤りが判明。

2. 対応状況

- ・いずれのケースにおいても、対象のお客さま全数に個別に連絡をとり、お詫びをするとともに、正しい内容をご説明した。

3. 原因

- ・いずれのケースにおいても、報告リストの作成にあたっての本店から支店・支社への指示が具体的でなく、「何を」「どのように」確認するかが十分に認識されなかった。
- ・支社から報告された内容について、本店および支店におけるチェックが十分でなかった。
- ・「指定する電力の値」の基準値算定方法が、当初の方法から変更されていたことに気づけなかった。

4. 再発防止策

- ・本店・支店・支社間において報告手順を定め、情報の漏れの発生を防止するとともに、定めた手順が確実に実施されているか確認した上で情報の受け渡しを行う業務運行ルールを構築する。
- ・報告にあたっては、複数のグループ間で報告内容についてクロスチェックを行い、管理者がチェック内容を確実に審査することにより、報告内容の精度を担保しうる体制を構築する。